

平成24年（2012年）度

第2次

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は7枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成24年度（2012年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1

次の判決文は、ALS患者ら（四肢が麻痺・廃絶し、人工呼吸器による呼吸管理が常時必要であるために外出が非常に困難であり、また自筆の記述も不可能である）が、郵便投票において代筆を認めていなかった当時の公職選挙法の規定の合憲性を争った裁判のものである。これを読んで、下記の設問に答えなさい。

「憲法は、投票の方法その他選挙に関する事項の具体的決定について、立法府である国会の合理的裁量にゆだねているものと解される。

また、憲法の選挙権の保障が選挙権行使の保障に及ぶと解するとしても、選挙権は、投票という形で行使されるものであり、必然的に一定の時間的、予算的、人的・物的設備による制約が存在すること、投票の秘密（憲法15条4項）や選挙の公正という他の憲法上の、あるいは選挙制度に当然内在する要請が存在することなどに照らすと、憲法が選挙権行使も保障しているといっても、その保障は絶対的なものではなく、これらの制約や要請によってその行使に一定の制限を受けることは、憲法の予定するところであると解される。

しかし、選挙権は、国民の政治への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものであるから、当該投票制度の下では、一定の者が憲法で保障された選挙権行使の機会を奪われるような場合は、投票行為の性質に伴う必然的な制約や、投票の秘密や選挙の公正の要請からそのような投票制度を採用し、あるいは維持するやむを得ない事由のない限り、その投票制度は、憲法15条1項、同条3項、14条1項及び44条ただし書に違反するものといわざるを得ない。」

「投票のために生命を危険にさらさなければならない選挙人が存在する場合は、……その選挙人からは身体的条件によって選挙権行使の機会を奪うものというほかはなく、そのような選挙人が選挙権を行使できる投票制度を設けるか否か、そのような選挙人から選挙権行使の機会を奪っている投票制度を維持するか否かの判断が国会の裁量に任されており、そのような選挙人が選挙権を行使できるような投票制度を設けなくても違憲の問題は生じないと解することはできない。」

（東京地判平成14年11月28日・訟月49巻8号2213頁）

【設問】 議員定数不均衡訴訟判決では、選挙制度の仕組みの具体的決定に関して、裁判所は国会に広い立法裁量を認めているが、本件判決で裁判所が採った見解はそれとどのように異なっているか、それはどういう論拠にもとづくものかを説明しなさい。また、選挙に関し、本件と同様の基準が用いられた（用いられるべき）事例があれば、それを挙げなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの問1～2に答えなさい。

Aは、急傾斜地の斜面上にある本件土地に地上6階建ての分譲マンションの建築を計画し、その前提として、その基礎および周辺部分に最大5mの切土および盛土をすること等を内容とする開発行為（本件開発行為）を計画して、Y県知事から都市計画法29条に基づく開発許可（本件開発許可）を受けた。これに対し、本件土地の近隣に居住するX1およびX2は、本件開発行為によって、下記①・②の被害を受けるおそれがあると主張して、本件開発許可の取消しを求める訴えを提起した。

①X1は本件土地の含まれる斜面の下方に居住している者であり、本件開発行為によって起こりうる崖崩れ、地滑りまたは土砂の流出によって、その生命・身体の安全を脅かされるおそれがある。

②X2は本件土地から80m離れた所に居住する者であり、崖崩れ等により直接的な被害を受けるおそれはない。しかし、本件土地を含む急傾斜地の一帯（崖線）は、緑が連続する景観が形成されており、巨樹や古木などが多く残っている。本件開発行為はこうした景観を破壊し、X2の景観利益を害するものである。（もっとも、本件崖線について、現段階では、景観法8条に基づく景観計画は策定されていない。）

問1 X1およびX2それぞれの原告適格の有無について論じなさい。

問2 本件開発行為に関する工事が完了した場合における本件開発許可の取消しを求める訴えの利益について論じなさい。なお、都市計画法36条に基づく完了検査はまだ受けていないものとする。

〔資料〕 関係法令

○都市計画法

(目的)

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(定義)

第3条 1～11 (略)

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13～16 (略)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(…)の許可を受けなければならない。……

2～3 (略)

(開発許可の基準)

第33条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(……第5項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～六 (略)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。……

八～十四 (略)

2～4 (略)

5 景観行政団体(景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。)は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第8条第2項第1号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第1項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。

6～8 (略)

(工事完了の検査)

第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（……）の全部について当該開発行為に関する工事（……）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限等)

第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。……

(監督処分等)

第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、……相当の期限を定めて、……違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者……。

二～四 (略)

2～4 (略)

○景観法

(目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4～5 (略)

(定義等)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、都道府県に代わつて第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2～7 (略)

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（……）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三～五 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

四～六 (略)

3～10 (略)

(策定の手続)

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2～8 (略)